

令和7年度第2回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和8年2月2日（月）

14時00分～15時40分

場所 鈴鹿市役所10階 入札室

出席者

●鈴鹿市入札監視委員 5名

酒井委員、山田委員、中森委員、古市委員、齊藤委員

●入札監視委員会事務局 7名

技術統括監、技術監理契約課（課長、契約GL、グループ員）

上下水道局経営企画課（課長、総務GL、グループ員）

【開会】

● 技術統括監挨拶

● 会長挨拶

【議事】（発言者：□委員 ○事務局）

1 令和8年度制度改正について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

- 評価項目一覧について、工事成績の評価内容に鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局（下水道部門に限る）とあるが、上水道部門を除いている理由は何か。
- 上水道工事においては、総合評価落札方式による入札を導入していないことと、上水道部門における土木一式工事の内容が、他の土木一式工事と異なる点があることから除いている。
- 工事成績の評価基準に、入札参加者が自ら選択した任意の件数の工事成績評定点とある。現在試行運用している総合評価落札方式の評価項目では、任意ではなく平均となっていると思うが、変更した理由はあるのか。
- 受注した全ての工事成績評定点を評価すると、工事の難易度によっては点数が下がることも考えられ、難易度の高い工事に積極的に参加してもらいたい発注者側の思いもあり、任意に選択した工事を対象とした。
- 発注者側からみて粗雑だと思われる工事があった場合に、その工事を対象から外して申請があった時の対応策はあるのか。
- 任意に選択するには、複数の対象工事が必要。総合評価落札方式においては工事成績評定点が70点を下回る場合はマイナスの評価となるため、70点以上の工事が必要となる。今後、実情に併せて検討をしていく。
- 技術提案における建設発生土処分場の確保により加点とする理由と不履行となった場合の減点が加点1点に対して10点と大きな差がある理由は何か。
- 建設発生土の処理には行政側としても課題があり、受注者側からの提案を期待した設定としたが、現状の処理場の確保については、業者によって対応は様々であり、現時点では状況を把握するための様子見でもある。そのため、影響の小さい1点の加点とした。一方、不履行における

る減点が大きいのは安易な加点をなくすため。

- 自社施工について評価される一方で、評価されない業者が鈴鹿市での受注の妨げとなることへの懸念を感じた。今回の制度改正における市の本意を関係団体も含め正しく理解してもらうことが必要だと思う。
- 改正においては、業者の説明会や関係団体との協議を経て市への一定の理解もいただいており今後についても市や業者のための制度となるよう検討は重ねていきたい。
- 1億円以上の工事については、全て技術提案型になるのか。
- 基本的には技術提案型にはなるが、発注者側の判断になる。
- 評価項目が不履行となった場合の措置について、措置の決定期間は別途、審査会等での協議になるのか、または、事前に定めるのか。
- 事前に定める予定。工事が完成した年度の翌年度末までの期間を減点措置の期間とする。ただし、制度改正により大きく変更となる点であるため、新制度が浸透するまでは暫定措置として工事完成後の半年間を減点期間とする。

2 令和7年度上半期入札結果の統計について

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

なし

3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

【質疑】

・市長部局

金沢排水区雨水幹線整備工事（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））

- 入札参加要件にA1等級とあるが3者のみの応札となっている。A1等級の事業者の数に対して少ないように思うが何か要因はあるのか。
- 特殊な工法を必要とする工事内容ではないが、河川に関する工事は応札数が少ない傾向にある。
- 工期が令和8年3月27日となっているが、低入札価格調査報告書の手持工事の状況に令和8年2月に完了する工事が2件とある。実作業期間も短く問題はないとあるが具体的な工事内容は。
- 工期については、入札時には年度内工期の表記にはなっているが、翌年度に繰越し工期延期することを見越している。手持工事は下水道管等の閉塞工事が2件。工事内容としては、不要になった下水道管等にモルタルを詰めて陥没防止措置をして地中に埋める工事。本業者はそれを得意とし、下請けで請負うことがあるが、実作業としては1週間から10日程度で完了するもので支障がないと判断した。
- 価格以外の評価点結果調査書の手持工事量に下請けとしての工事も含まれるのか。
- 含まれない。

北玉垣877号線舗装工事（舗装工事／一般競争入札）

- 入札調書に一抜け方式による無効とあるが、同日にすでに舗装工事を落札したとの理解でよい。

- 金額が高い案件から順番に開札をしていき、同日にすでに落札した業者はその後に開札する案件を落札することができない。また、舗装工事だけではなく、土木一式工事も含める。

飯野十宮線外街路樹管理委託（その他（造園工事）／指名競争入札）

- 落札率が 75.02%と低いが、最低制限価格の設定はないのか。
- 最低制限価格の設定はある。工事に比べて業務委託は最低制限価格を低く設定している。
- 最低制限価格は公表されているのか。
- 公表されている。
- 業務委託は人件費が大半を占めるため、工事に比べて低くなるのか。
- 工事のように材料費等がないため低くはなるが、人件費も適切な価格設定は必要。

・上下水道局

住吉南玉垣配水本管軌道下推進工事（土木一式工事／一般競争入札）

- 入札参加できる地域要件又は対象ランクなしとあるが理由はあるのか。
- 伊勢鉄道の下を横断する推進工事で、鉄道に関する工事管理者を雇用する会社という要件があり、その要件を満たす業者の登録は 6 者である。内訳は、市内本店 1 者、県内本店 3 者、県外本店 2 者であることから、地域要件は付していない。
- 県外に本店がある業者は格付されないのか。
- 格付される業者は市内に本店がある業者のみである。
- 落札業者は県外の業者か。
- 県外に本店がある業者である。

東磯山準幹線外下水管布設工事その 2（土木一式工事／一般競争入札）

- 最低制限価格未満で失格となった業者が 2 者ある。発注者側が設定した最低制限価格に間違いないかの確認は行っているのか。
- 再度設計書を確認したが間違いなかった。

東旭が丘準幹線外下水管布設工事その 2（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））

- 7 者中 3 者が工事費内訳書の費目基準未満のため失格となっている。失格となる基準が公表されているにも関わらず失格となる理由は何か。
- 失格となった 3 者の工事費内訳書は、それぞれ異なる項目での基準未満による失格のため考えられる理由はわからない。
- 参加資格喪失届の提出による無効とあるが、どのような内容か。
- 配置を予定していた技術者が、他の落札した工事の技術者として配置されたことによる参加資格喪失届。
- その場合は、資格停止装置の対象になるのか。
- 落札決定後であれば資格停止措置を審議することになるが、今回は落札決定前のため対象にならない。
- 7 者の応札は少ないよう思うが、工事内容による影響なのか。
- 特殊な工事ではなく一般的な工事。
- 失格となる業者は、実際に請け負った工事の施工に問題があるのか。
- そのような統計はとっていないのでわからないが、失格となった理由としては、例えば最低制限価格未満による失格であれば、積算誤りや工事費内訳書の作成時に使用するシステムの影響

も考えられる。

4 その他

- ・次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば令和8年8月頃を予定している。
- ・次回の審議案件抽出を中森委員に依頼。

【閉会】

●会長挨拶

以上